

令和 7 年第 2 回都城市議会定例会（6 月追加）

（議案第 1 0 5 号・第 1 0 6 号）

令和 7 年第 2 回都城市議会定例会付議事件名表（6 月追加）

種類	番号	件 名	頁
議案	105	都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案	106	令和 7 年度都城市一般会計補正予算（第 2 号）	別冊

議案第 105 号

都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 20 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例（平成18年条例第49号）の一部を次のよう
に改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																												
（報酬及び費用弁償） 第2条 特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償の額は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1） 法第203条の2第2項本文の規定によるもの <table><tr><th>職名</th><th>報酬の額</th><th>費用弁償の額</th></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td>選挙長</td><td>1回 <u>10,800円</u></td><td>（略）</td></tr><tr><td>開票管理者</td><td>1回 <u>10,800円</u></td><td>（略）</td></tr><tr><td>投票管理者</td><td>日額 <u>12,800円</u></td><td>（略）</td></tr><tr><td>期日前投票所の投票管理者</td><td>日額 <u>11,300円</u></td><td>（略）</td></tr><tr><td>選挙立会人</td><td>1回 <u>8,900円</u></td><td>（略）</td></tr><tr><td>開票立会人</td><td>1回 <u>8,900円</u></td><td>（略）</td></tr><tr><td>投票立会人</td><td>日額 <u>10,900円</u>（ただし、途中で交替した場合は、事務に従事した時間で案分した額）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>期日前投票所の投票立会人</td><td>日額 <u>9,600円</u>（ただし、途中で交替した場合は、事務に従事した時間で案分した額）</td><td>（略）</td></tr></table>	職名	報酬の額	費用弁償の額	（略）			選挙長	1回 <u>10,800円</u>	（略）	開票管理者	1回 <u>10,800円</u>	（略）	投票管理者	日額 <u>12,800円</u>	（略）	期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,300円</u>	（略）	選挙立会人	1回 <u>8,900円</u>	（略）	開票立会人	1回 <u>8,900円</u>	（略）	投票立会人	日額 <u>10,900円</u> （ただし、途中で交替した場合は、事務に従事した時間で案分した額）	（略）	期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,600円</u> （ただし、途中で交替した場合は、事務に従事した時間で案分した額）	（略）	（報酬及び費用弁償） 第2条 特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償の額は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1） 法第203条の2第2項本文の規定によるもの <table><tr><th>職名</th><th>報酬の額</th><th>費用弁償の額</th></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td>選挙長</td><td>1回 <u>12,200円</u></td><td>（略）</td></tr><tr><td>開票管理者</td><td>1回 <u>12,200円</u></td><td>（略）</td></tr><tr><td>投票管理者</td><td>日額 <u>14,500円</u></td><td>（略）</td></tr><tr><td>期日前投票所の投票管理者</td><td>日額 <u>12,800円</u></td><td>（略）</td></tr><tr><td>選挙立会人</td><td>1回 <u>10,100円</u></td><td>（略）</td></tr><tr><td>開票立会人</td><td>1回 <u>10,100円</u></td><td>（略）</td></tr><tr><td>投票立会人</td><td>日額 <u>12,400円</u>（ただし、途中で交替した場合は、事務に従事した時間で案分した額）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>期日前投票所の投票立会人</td><td>日額 <u>10,900円</u>（ただし、途中で交替した場合は、事務に従事した時間で案分した額）</td><td>（略）</td></tr></table>	職名	報酬の額	費用弁償の額	（略）			選挙長	1回 <u>12,200円</u>	（略）	開票管理者	1回 <u>12,200円</u>	（略）	投票管理者	日額 <u>14,500円</u>	（略）	期日前投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>	（略）	選挙立会人	1回 <u>10,100円</u>	（略）	開票立会人	1回 <u>10,100円</u>	（略）	投票立会人	日額 <u>12,400円</u> （ただし、途中で交替した場合は、事務に従事した時間で案分した額）	（略）	期日前投票所の投票立会人	日額 <u>10,900円</u> （ただし、途中で交替した場合は、事務に従事した時間で案分した額）	（略）
職名	報酬の額	費用弁償の額																																																											
（略）																																																													
選挙長	1回 <u>10,800円</u>	（略）																																																											
開票管理者	1回 <u>10,800円</u>	（略）																																																											
投票管理者	日額 <u>12,800円</u>	（略）																																																											
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,300円</u>	（略）																																																											
選挙立会人	1回 <u>8,900円</u>	（略）																																																											
開票立会人	1回 <u>8,900円</u>	（略）																																																											
投票立会人	日額 <u>10,900円</u> （ただし、途中で交替した場合は、事務に従事した時間で案分した額）	（略）																																																											
期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,600円</u> （ただし、途中で交替した場合は、事務に従事した時間で案分した額）	（略）																																																											
職名	報酬の額	費用弁償の額																																																											
（略）																																																													
選挙長	1回 <u>12,200円</u>	（略）																																																											
開票管理者	1回 <u>12,200円</u>	（略）																																																											
投票管理者	日額 <u>14,500円</u>	（略）																																																											
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>	（略）																																																											
選挙立会人	1回 <u>10,100円</u>	（略）																																																											
開票立会人	1回 <u>10,100円</u>	（略）																																																											
投票立会人	日額 <u>12,400円</u> （ただし、途中で交替した場合は、事務に従事した時間で案分した額）	（略）																																																											
期日前投票所の投票立会人	日額 <u>10,900円</u> （ただし、途中で交替した場合は、事務に従事した時間で案分した額）	（略）																																																											

(略)	(略)
(2) (略)	(2) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：選挙管理委員会事務局】

条例名	都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、本市の選挙長等の報酬額を改定するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 特別職に属する非常勤職員の報酬の額の変更（第 2 条関係）		
	職名	変更前の報酬の額	変更後の報酬の額
	選挙長	1 回 10,800 円	1 回 12,200 円
	開票管理者	1 回 10,800 円	1 回 12,200 円
	投票管理者	日額 12,800 円	日額 14,500 円
	期日前投票所の投票管理者	日額 11,300 円	日額 12,800 円
	選挙立会人	1 回 8,900 円	1 回 10,100 円
	開票立会人	1 回 8,900 円	1 回 10,100 円
	投票立会人	日額 10,900 円(ただし、途中で交替した場合は、事務に従事した時間で案分した額)	日額 12,400 円(ただし、途中で交替した場合は、事務に従事した時間で案分した額)
	期日前投票所の投票立会人	日額 9,600 円(ただし、途中で交替した場合は、事務に従事した時間で案分した額)	日額 10,900 円(ただし、途中で交替した場合は、事務に従事した時間で案分した額)
関係する法令及びその条項	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号）第 14 条		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			